

通信日付印の年月日	確認印		番 号
年 月 日			

## 遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書

名簿番号	
------	--

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">             税務署 受付印           </div>	_____年____月____日提出
---	--------------------

〒 \_\_\_\_\_ 住所 (居所) \_\_\_\_\_

税務署長殿

申請者 氏名 \_\_\_\_\_ ④ 電話 \_\_\_\_\_

遺産の分割後、

- ・ 配偶者に対する相続税額の軽減（相続税法第19条の2第1項）
- ・ 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）
- ・ 特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の5第1項）
- ・ 特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5第1項）

の適用を受けたいので、遺

遺産が未分割であることについて、

- ・ 相続税法施行令第4条の2第2項
- ・ 租税特別措置法施行令第40条の2第11項又は第13項
- ・ 租税特別措置法施行令第40条の2の2第8項又は第10項
- ・ 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の2の2第19項又は第22項

に規定するやむを

得ない事由がある旨の承認申請をいたします。

1 被相続人の住所・氏名 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

2 被相続人の相続開始の日 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

3 相続税の申告書を提出した日 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

4 遺産が未分割であることについてのやむを得ない事由

.....

.....

- (注) やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類
- ① 相続又は遺贈に関し訴えの提起がなされていることを証する書類
  - ② 相続又は遺贈に関し和解、調停又は審判の申立てがなされていることを証する書類
  - ③ 相続又は遺贈に関し遺産分割の禁止、相続の承認若しくは放棄の期間が伸長されていることを証する書類
  - ④ ①から③までの書類以外の書類で財産の分割がされなかった場合におけるその事情の明細を記載した書類

○ 相続人等申請者の住所・氏名

住所（居所）	氏名	続柄
	印	
	印	
	印	
	印	

○ 相続人等の代表者の指定 代表者の氏名 \_\_\_\_\_

関与税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

(裏)

## 記載方法等

この承認申請書は、相続税の申告書の提出期限後3年を経過する日までに、相続又は遺贈により取得した財産の全部又は一部が相続又は遺贈に関する訴えの提起などのやむを得ない事由により分割されていない場合において、その遺産の分割後に①相続税法第19条の2の規定による配偶者に対する相続税額の軽減、②租税特別措置法第69条の4の規定による小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、③租税特別措置法第69条の5の規定による特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は④所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)による改正前の租税特別措置法第69条の5の規定による特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けるために税務署長の承認を受けようとするとき、次により使用してください。

なお、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けるためにこの申請書を提出する場合において、その特例の適用を受ける相続人等が2人以上のときは各相続人等が「○相続人等申請者の住所・氏名」欄に連署し申請してください。ただし、他の相続人等と共同して提出することができない場合は、各相続人等が別々に申請書を提出することもできます。

- 1 この承認申請書は、遺産分割後に配偶者に対する相続税額の軽減、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けようとする人が納税地(被相続人の相続開始時の住所地)を所轄する税務署長に対して、申告期限後3年を経過する日の翌日から2か月を経過する日までに提出してください。

このため、提出先の「\_\_\_\_\_税務署長」の空欄には、申請者の住所地(居所)地を所轄する税務署名ではなく、被相続人の相続開始時の住所地を所轄する税務署名を記載してください。

なお、この承認申請書は、適用を受けようとする特例の種類(配偶者に対する相続税額の軽減・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例・特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例・特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例)ごとに提出してください。このとき{ }内の該当しない特例の文言及び条項を二重線で抹消してください。

- 2 「4 遺産が未分割であることについてのやむを得ない理由」欄には、遺産が分割できないやむを得ない理由を具体的に記載してください。
- 3 「(注) やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類」欄は、遺産が分割できないやむを得ない事由に応じて該当する番号を○で囲んで表示するとともに、その書類の写し等を添付してください。